
>>>

JPA事務局ニュース <No.178>2014年12月26日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
発行責任者/水谷幸司
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

**今日で、年末の事務局窓口を閉めさせていただきます。
今年1年たいへんお世話になりました。よいお年をお迎えください。**

今年は、年明けから難病法案、改正児童福祉法案が国会に上程され、厚生労働省や国会での集会、国会審議に入ると、厚生労働委員会での参考人質疑、委員会の傍聴など、あわただしい日々が続きました。忘れられないのは、衆議院厚生労働委員会での議論終結・採決の日に傍聴した時のことです。野党側からの厳しい質問と激論の後、採決時には委員全員が賛成の起立をした時にこみ上げてきた熱い思いは、患者運動を続けていく限り、忘れないでいようと思っています。法案は参議院でも全会派の賛成で成立しました。多くの附帯決議は、この法律が完成品ではなく、今まさに始まったばかりであることを示すものです。まもなく施行される難病法、改正児童福祉法は、ようやく総合対策に向けてのスタートラインに立ったものという位置づけで、年明けから始まる第二次指定難病の選定、障害者総合支援法の対象疾病の議論、基本方針の議論に、患者の思いを込めていく活動をすすめるしなければなりません。難病法施行元年の予算編成も大詰めを迎えています。入院時の食費負担増や患者申出療養という混合診療の事実上の拡大方針など、私たち患者家族にとって厳しい内容のものも、年明けから具体的に明らかになってくるでしょう。

来年は難病法施行年、そしてJPA結成10周年の年。今年やり残したことも多々ありますが、今年の年末年始には、難病法の施行を前にして、この1年を振り返り、頭のなかを整理しつつ、新たな年に向けて英気を養うような時間をとりたいと思っています。

JPA事務局ニュースは、私の都合でしばらく出なかったり、出だすと日に数回の時もあつたりで、みなさまにはとまどいやご迷惑もおかけしますが、反省も多々ありつつ、できるかぎり最新の情報をお伝えする役割を、今後とも果たしていきたいと思っています。どうぞ、率直なご意見、ご批判もお聞かせください。

今年1年、各方面のみなさまには、たいへんお世話になりました。

来年も、どうぞよろしく願いいたします。

(水谷幸司)

**事務局は12月27日から1月4日までお休みさせていただきます。
年明けは1月5日(月)から通常業務を開始いたします。**

☆年明けに新しい受給者証、指定医療機関の指定に関して、 厚生労働省は、自治体や医療機関に対して2つの通達を出しました

受給者証についての事務連絡は、新しい受給者証が届かない場合は、届くまでの間、償還払いになるが、患者のために支払いを一時猶予して受給者証が届いてから清算手続きを行う旨を通知したものです。

都道府県によっては、そうしない自治体もあるので、一律ではないとのことです。

もう一つは、指定医療機関の申請から指定までの間に患者が受診した場合でも、申請日に遡って効力が発するものとして取り扱うというもので、指定医療機関の指定が遅れている場合を想定しての取扱通知です。

全文はJPAホームページに掲載していますので、ごらんください。

「指定医及び指定医療機関の指定に係る取扱いについて」(H26.12.25)

「難病の医療費助成制度における患者負担の当面の取扱いについて」(H26.12.24)

- ◎新しい受給者証が届かなくても年明けから医療費助成は受けられます。
- ◎支払いは立替払いが原則になりますが、自治体によっては一時猶予（受給者証提出時に清算）できる自治体もあるので相談を。
- ◎年明けにかかった医療機関や薬局等がまだ指定を受けていない場合でも申請さえ出していれば医療費助成は受けられます。

行政窓口は閉まっても、12月31日付けの消印で送付すれば、現行56疾患患者は「既認定者」として経過措置の対象になります。新規対象患者も1月1日の診療から医療費助成の対象になります。

あきらめずに、郵送による申請を行いましょう！

スモンは来年以降も引き続き特定疾患治療研究事業が継続します

前回のニュースで、新制度から外れる「スモン」「劇症肝炎」「重症急性膵炎」の3疾患について掲載しましたが、書き方が不十分でしたので改めてお知らせします。

「スモン」については引き続き特定疾患治療研究事業の助成が継続されます。

「劇症肝炎」「重症急性膵炎」の2疾患については、年内の申請者は既認定者として、引き続き現行の特定疾患治療研究事業が受けられますが、年明け以降は申請できません。

☆高額療養費制度の自己負担限度額が1月1日よりかわります

次ページに厚生労働省のPRポスターを掲示します。厚生労働省のホームページからもPDFファイルがみられます。

70歳未満の方で

高額な医療費をご負担になる皆さまへ

**平成27年1月1日から
高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額
が所得に応じて見直されます**

○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

見直し後 (平成27年1月1日から)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方(※2)
① 年収約1,160万円～の方 健保:標準報酬月額83万円以上の方 国保:年間所得(※1)901万円超の方	変更されました 252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円の方 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保:年間所得600万円超901万円以下の方	変更されました 167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円の方 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保:年間所得210万円超600万円以下の方	変更ありません 80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ～年収約370万円の方 健保:標準報酬月額28万円未満の方 国保:年間所得210万円以下の方	変更されました 57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税の方	変更ありません 35,400円	24,600円

(※1)ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧たただし書所得」)
(※2)高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月日から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。